

文京区における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画の進捗状況〔令和2年度〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項に基づき実施状況の公表については、以下のとおりです。

計画期間における数値目標

- ① 男性職員に対する育児支援を高めるため、配偶者が出産する際の男性職員の休暇取得を奨励し、連続5日以上 of 休暇取得率を令和2年度末までに70%以上とする。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
取得率	64.3%	66.7%	66.7%	70.0%	80.0%

<取組状況>

所属長は配偶者が出産する男性職員に対して、本人の意向を踏まえながら、休暇の取得を奨励し、配偶者の出産支援等のため連続5日以上 of 休暇取得を促しています。また、業務分担の見直し、代替要員の確保等を行い、職員が安心して休暇等を取得できる職場環境の整備を行っています。

- ② 長時間労働を抑制するため、毎週1回のノー残業デー及び、毎週1回の20時半消灯を徹底する。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施状況	実施	実施	実施	実施	実施

<取組状況>

毎週水曜日及び金曜日をノー残業デー、また、夏季期間を定時退庁推進月間として、定時退庁を推進しています。なお、当該日の始業時に庁内放送により、職員への周知を行っています。さらに、職員に対し、金曜日一斉消灯を徹底し、職員を対象とした内部会議は17時までにするなどの取り組みを行っています。

③ 女性の管理職選考受験を促し、令和2年度までに受験率を8%超とする。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受験率	1.7%	2.0%	2.2%	0.7%	0.7%

<取組状況>

女性管理職の管理職昇任の経緯や働き方・やりがい、ワーク・ライフ・バランスの取組等を職員に紹介することにより、昇任意欲を醸成しています。